

第4期仙台市介護保険審議会 地域包括支援センター運営委員会（第4回会議）議事録

日時：平成22年8月5日(木) 15:20～16:10

場所：仙台市役所本庁舎2階 第2委員会室

<出席者>

【委員】

石川忠夫委員・上田千恵子委員・大内修道委員・日下俊一委員・駒形守俊委員・庄子清典委員・高城和雄委員・山崎豊子委員

以上8名，五十音順（関東澄子委員 欠席）

【仙台市職員】

南方次長兼保険高齢部長・鈴木介護予防推進室長・伊藤介護保険課長・今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長・伊藤宮城野区障害高齢課長・後藤若林区障害高齢課長・山崎泉区障害高齢課長・武者高齢企画課主幹兼在宅支援係長・小椋介護予防推進室主査・庄司介護保険課管理係長・土屋介護保険課介護保険係長・高橋介護保険課指導係長・佐竹太白区障害高齢課介護保険係長

<議事要旨>

1 開会

会議公開の確認 異議なし

議事録署名委員については駒形委員に依頼 駒形委員了承

2 議事

(1) 地域包括支援センター運営状況，事業計画について

鈴木介護予防推進室長説明（資料1，2）

<質問事項>

委員：地域包括支援センターの平成21年度の運営状況に関して，センター全体で71万円の収入超過とあるが，一方で，平成22年度予算は支出超過と見積もっている。この傾向は昨年度も同様であったと思われるが，法人の経営努力により収入超過となったのか。それとも，法人内で繰り入れ等を行い，収入超過としているのか。また，資料2の4頁に「地域の銀行等の金融機関に対して，成年後見制度が必要だと思われる方がいた場合，地域包括支援センターをPRしてもらうような関係づくりを行う」とあるが，その結果，実際に銀行が本人の金銭管理能力に疑問を抱いて高齢者の預金の出し入れをストップした事例を把握しているか。本人の意思で預金管理はされるものではあるが，銀行が本人の金銭管理能力に疑問を抱いて，地域包括支援

センターから連絡が来る前に預金の出し入れをストップしてしまい、困っている高齢者はいないのか、お伺いしたい。

事務局：1点目に関しては、例年の傾向として予算は手堅く見積もっているようだ。この決算には法人の他の会計区分から補填している金額は含めていないため、実際に、委託法人で努力をして黒字を出していると見ている。2点目に関しては、具体的な事例の有無まで情報は得ていない。

委員長：実際に成年後見が問題になったケースでは、預金者が認知症であったため、親族が預金の出し入れをしていたのだが、銀行に預金の出し入れのストップをお願いして問題が起きないように対応したことがある。ケース・バイ・ケースの対応が必要である。銀行が疑問に思った場合は地域包括支援センターに連絡したらよいのではないかと思う。

委員：資料2の1頁の「高齢者の把握」に関して、地域包括支援センター職員が自宅に来て、地域の高齢者の把握が進まないのでも民生委員とコンタクトを取りたい、という相談を受けた。介護保険審議会でも個人情報の取扱いについて話題になったが、民生委員と地域包括支援センターでどの程度情報を共有したらよいのかをお伺いしたい。

また、4P目の「介護予防運動サポーター」に関してだが、民生委員児童委員協議会の会員から、地域包括支援センター職員のお誘いでサポーターに勧誘されているが、なってよいのか、と相談されている。サポーターは個人でなるのか、組織でなるのか教えていただきたい。

事務局：1点目に関しては、個人情報の取り扱いが悩ましいものであり、その取扱いについては、これからの検討課題であると認識している。

事務局：2点目に関して、介護予防運動サポーター養成のための研修は、区役所と地域包括支援センターが連携して進めている事業である。地域の民生委員や町内会長をはじめとした各団体に働きかけを行い、自主グループ活動を担うサポーターを養成するための研修を行うもので、これまで100以上のグループができた。今後も新しいグループ作りや、既存のグループの補強を行うためのサポーター養成を行っていく方針である。

委員：地域包括支援センター主催の教室の運動をお手伝いする中で、センターから自主グループ立ち上げの依頼があった。次からは皆さんで運動教室をやってほしい旨の話であった。民児協として対応したらよいか、それとも個人で判断して対応してよいのかを迷っている。

事務局：基本的な流れとして、サポーターを発掘するための取り組みは各地域の団体に働きかけることも一つのきっかけとしている。具体的にどのような流れでセンターから話があったのかを、後ほど確認させていただきたい。

- (2) 平成22年度地域包括支援センター事業評価・指導について
鈴木介護予防推進室長説明（資料3 - 1 , 3 - 2 , 3 - 3）

< 質問事項 >

委員：事業評価の評価項目に関して、昨年度と今年度の評価項目は同じものなのか。昨年度の地域包括支援センター運営委員会でも同じ趣旨のことを発言したが、評価項目がいくつか変わっているので比較はできないという回答であった。今年度、可能ならば比較をお願いしたい。

事務局：着眼点は毎年4月に委託法人あてに示す業務水準表をもとにして作成している。着眼点の は、市として達成してほしいと考えている水準を示したものである。一部、着眼点を昨年度から変更しているが、大幅な修正はしておらず、昨年度と今年度のものを項目ごとに比較することができるので、そのような資料をまとめる予定である。

委員：事業評価結果については、前回と比較してどのようになっているかという点は、この委員会に報告されるのか。また、個人情報の取扱いについて、このままでは良いとは思えない。今後どのように取り扱っていく考えがあるのか、全般的なことを日下委員長からお示しいただきたい。

事務局：1点目に関して、全センターの評価の平均を、前年度と今年度の結果を比較した形で次回の委員会にお示しする。

委員長：2点目に関しては、後ほど詳細に説明したい。

事業評価は自己評価の着眼点をもとに評価するが、センター全体を総括した評価はどのように出すのか。

事務局：事業評価の評価項目は、6つの大きな項目で構成されている。さらにそれぞれの項目が数個の中項目に分かれ、その項目ごとの結果をもとに、大項目の評価を出して、大項目の結果からセンター全体の評価を出す。細かいやり方はこれから詰めていく。

3. その他

委員：以前事務局から「個人情報は、その方本人のために使う情報であり、使ってはじめてその方の支援ができる」という話があったが、個人情報保護の観点で情報が入らず、支援が上手くできないことに悩んでおり、何年か同じ状況だと感じている。家族の依頼があって病院に問い合わせるが、「家族以外に個人情報は教えられない」と言われたり、民生委員とともに区役所に問い合わせるが、「個人情報は教えられない」と言われる。地域の民生委員や地域包括支援センター職員は、個人情報を得るのに本当に苦労しているのではないかと考えているが、どのように考えていけばよいか。

事務局：今後、高齢者の支援を考える際に、重要な課題かと思われる。

事務局：この問題については長く議論しているが、個人情報保護法の趣旨は「情報が溢れているので整理しましょう。有効な情報については有効に使いましょう。」というのが簡単な理解である。しかしながら、誤解があり、個人情報を守ろう、隠そう、という点が先行している。有効な情報については、どのように共有して役立てていくかを考えてなくてはならないと考える。行政や法曹界で議論し、その方法を固めていく必要があるのではと考えている。

委員：この問題については、弁護士会でも考えているところである。自分たちの持ってい

る情報についてはある程度整理しているが、地域包括支援センターが持っているものに関しては整理が難しい。法人の方針との兼ね合いや、個人のプライバシー保護の観点との兼ね合いを考慮しながら考えていきたい。

委員：資料2の4P目に関連して、NPO活動が盛んになっている中、配食サービス等、高齢者の支援を行うNPOも存在する。このような団体とどのように関わっていこうと考えているのか。積極的に関わりを持つのか、それとも、単独で自由に動いていただくと考えているのか。

事務局：地域包括支援センターに限らず、高齢化が進む中で、行政だけで高齢者の支援を行うのは難しいため、行政としてもNPOを含め、様々な社会資源と連携をしていきたいと考えている。

委員：資料3-2の5P目に「5 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり」とあるが、その方法として「担当圏域包括ケア会議」が開催されている。私が所属する民児協は3つのセンターの圏域になっている。そのため、最初の頃は担当圏域包括ケア会議に呼ばれたのだが、最近では会議に呼ばれなくなっている。地域づくりをするためには、いろいろな機関が集まることが重要かと考えているが、どこが主導権をとるのが難しい。民児協や町内会、社協等、高齢者の情報はいろいろなところで把握しないとならないと思うが、互いに情報がなかなか伝わらない。担当圏域包括ケア会議はどのような形で開催しているのかを教えてください。

事務局：この会議は、各センターでご判断いただいて、会議開催実施のエリアのレベルを設定していただいている。それぞれの圏域の実状を踏まえ、圏域全体を範囲として一つの会議を実施していたり、小学校区に分けて開催したりしている。平成21年度は157回開催されており、平均すると、1センターあたり3回程度開催していることになるが、ほぼ全てのセンターが複数回開催している。圏域を複数に分けているセンターはその圏域ごとに2～3回開催していることもあるため、10回近く開催しているセンターもある。ただ、担当圏域の議論ともつながる話だが、会議開催の圏域が町内会や民児協のエリアと一致していないという問題意識も、以前から持っている。今のところは、会議開催の圏域はセンターに任せており、その会議において地域の課題等を各団体と共有している。

委員：センターの圏域について、実際としては、完全に一致するよう厳密に運用しているのか。それとも、多少、圏域ではないが自分の家に近いセンターを利用することも可能というように、利便性を考えて、多少柔軟に対応しているのか。また、地域包括支援センターの運営が自由競争に馴染むかどうか分からないが、事業評価について、外部からの評価も入れたほうがよいと思われるが、いかがか。

事務局：結論から申し上げますと、柔軟な対応は行っておらず、厳密に対応している。ニーズがあるから圏域を調整するとなると、どこまでだったらよいか、という話になってしまい、線引きが難しい。距離が近いセンターに相談したい、というお話があった場合は、センター職員が相談者の家に出向いてお話を伺うことで理解が得られるようにしている。

外部評価に関しては、示唆に富んだご指摘であると考えている。今のところ検討には至っていないが、自分たちの評価が妥当かどうかを考える中で、必要に応じて検

討していく必要があると考える。

委員：資料3 - 2の1P目に、「災害時に援護が必要な人のリストを作成し、安否の確認を行う」とあるが、地域で情報収集をする拠点という役割が包括にはあると思う。災害時の情報収集の方法として、居宅介護支援事業所と連携するという方法もあり、考えていただきたい。

次回について事務局より説明。具体的な日時等については、委員長と協議し、後日ご連絡する。

(異議なし)

4. 閉会